別表第５　初任給基準表

イ　事務職給料表初任給基準表

職　　種	学歴免許等	初　任　給
事　務　職	大　学　卒	１　級　25　号　給
	短　大　卒	１　級　15　号　給
	高　校　卒	１　級　５　号　給

ロ　医療職給料表（１）初任給基準表

職　　種	学歴免許等	初　任　給
医　　師	大　学　６　卒	１　級　29　号給
歯科医師	大　学　６　卒	１　級　25　号給

備考　初期臨床研修医に関し必要な事項は別に定める

ハ　医療職給料表（２）初任給基準表

職　　種	学歴免許等	初　任　給
薬　剤　師	大　学　６　卒	２　級　15　号　給
	大　学　卒	２　級　１　号　給
診療放射線技師	大　学　卒	２　級　１　号　給
	短　大　３　卒	１　級　17　号　給
診療エツクス線技師	短　大　卒	１　級　11　号　給
臨床検査技師	大　学　卒	２　級　１　号　給
	短　大　３　卒	１　級　17　号　給
衛生検査技師	大　学　卒	２　級　１　号　給
	短　大　卒	１　級　11　号　給
管理栄養士	大　学　卒	２　級　１　号　給
	短　大　卒	１　級　11　号　給
臨床工学技士	大　学　卒	２　級　１　号　給
	短　大　３　卒	１　級　17　号　給
理学療法士 作業療法士	大　学　卒	２　級　１　号　給
	短　大　３　卒	１　級　17　号　給
視能訓練士	大　学　卒	２　級　１　号　給
	短　大　３　卒	１　級　17　号　給
言語聴覚士	大　学　卒	２　級　１　号　給
	短　大　３　卒	１　級　17　号　給
歯科衛生士	短　大　３　卒	２　級　１　号　給
	短　大　２　卒	１　級　11　号　給
	高校専攻科卒	１　級　７　号　給
歯科技工士	短　大　卒	１　級　11　号　給
	高　校　卒	１　級　１　号　給

あん摩マッサージ指圧師	短　大　3　卒	1　級　17　号　給
	短　大　2　卒	1　級　11　号　給
	高　　校　　卒	1　級　1　号　給
遺伝カウンセラー	修士課程修了	2　級　１5号　給
臨　床　心　理　士	大　　学　　卒	2　級　1　号　給

ニ　医療職給料表（３）初任給基準表

職　　種	学歴免許等	初　　任　　給
助　　産　　師	大　　学　　卒	2　級　11　号　給
	短　大　3　卒	2　級　5　号　給
看　　護　　師	大　　学　　卒	2　級　9　号　給
	短　大　3　卒	2　級　5　号　給
	短　大　2　卒	2　級　1　号　給
准　看　護　師	准看護師養成所卒	1　級　1　号　給

備考

１　学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第２２条第１号又は第２号に規定する学校又は養成所（平成１３年法律第１５３号による改正前の保健師助産師看護師法第２２条第１号又は第２号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。

２　准看護師の業務に３年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第２１条第４号の規定に該当した者で、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあっては２級 13 号級、「短大２卒」にあっては２級９号給とする。

ホ　技能職給料表初任給基準表

職　　種	学歴免許等	初　　任　　給
介　護　士	短　　大　　卒	1　級　11　号　給
	高　　校　　卒	1　級　1　号　給

備考

１　職業欄の「介護士」とは、ホームヘルパー２級以上の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等を行う職員をいう。

２　学歴免許等欄の「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

３　臨時職員がスタッフ職員に登用された際の初任給については、理事長が別に定める。